

ベースアップ評価料についてのお知らせ

当院では令和8年3月1日より厚生労働省の定める制度に基づき「ベースアップ評価料」を算定しております。

この評価料は医療従事者の処遇改善を目的としており、医師・看護師・医療スタッフ等の賃上げに充てられるものです。

当院では今まで以上により質の高い医療を提供し、患者様に安心して受診していただけるよう努めてまいります。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

医療法人社団緑静会岡本病院